

令和5年 第3回

君 津 市 教 育 委 員 会 会 議 録

日時：令和5年3月27日（月）午後3時00分

場所：5階大会議室

令和5年第3回君津市教育委員会会議録

- 1 日 時 令和5年3月27日(月) 午後3時00分開会 午後4時20分閉会
- 2 場 所 5階大会議室
- 3 出席者 教育長 粕谷哲也
委員 小倉洋一、佐藤 薫、増田亜紀、渡邊俊介
- 4 出席職員 教育部長 安部 吉司、教育部次長(事)教育総務課長 高澤 光
教育部副参事(事)学校教育課長 菊地 勝幸、教育部副参事(事)教育センター所長 諏方壽一郎
生涯学習文化課長 塚越 直美、
生涯学習文化課主幹(兼)生涯学習交流センター所長(兼)君津中央公民館長 宇佐美 宏
学校給食共同調理場長 高野 智行、中央図書館長 毛塚 忠
(事務局)教育総務課副課長 杉谷 佳昭
- 5 傍聴人 なし
- 6 会議日程 日程第1 前回会議録の承認について
日程第2 教育長報告について
日程第3 議案第 1号 君津市適応指導教室設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について
議案第 2号 君津市適応指導教室設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令の制定について
議案第 3号 君津市公民館規則及び君津市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について
議案第 4号 君津市教育委員会事務決裁規程及び君津市立公民館に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について
議案第 5号 教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の制定について
議案第 6号 君津市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について
議案第 7号 君津市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
議案第 8号 君津市立久留里城址資料館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
議案第 9号 君津市漁業資料館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
議案第10号 君津市社会教育委員の委嘱について
議案第11号 君津市公民館運営審議会委員の委嘱について
議案第12号 君津市図書館協議会委員の委嘱について

- 議案第13号 学校医及び学校歯科医並びに学校薬剤師の委嘱について
議案第14号 第四次君津市子ども読書活動推進計画（案）について
報告第1号 令和4年度君津市一般会計補正予算（第12号）のうち教育委員会関係
予算に関する意見について
報告第2号 専決処分（後援関係）の報告について
報告第3号 令和4年度君津市準要保護児童生徒の認定について
報告第4号 「君津市地域拠点の体制に関する指針（案）」にかかる君津市社会教育
委員会議からの意見について
報告第5号 専決処分（公民館長、社会教育指導員等の任用）の報告について
報告第6号 令和5年度教育委員会事務局職員（管理職）及び学校教職員（校長・教
頭）の人事について

粕谷教育長

ただいまの出席者は全員で、定足数に達しておりますので、これより、令和5年第3回君津市教育委員会
会議を開催します。

粕谷教育長

日程第1、前回会議録の承認について、を議題といたします。

事前にご確認をいただいておりますが、各委員から何かお気づきの点はございますか。

粕谷教育長

ご意見等も無いようでございますので、採決を行います。前回会議録の承認について、賛成の委員の挙手
を求めます。

【全員挙手】

粕谷教育長

挙手全員。会議録につきましては、承認されました。

粕谷教育長

日程第2 教育長報告について、3月に出席した行事及び出席予定の行事についてご報告いたします。

はじめに、6日から8日にかけて行われた3月議会、一般質問の内容について、ご報告申し上げます。

今回は、令和5年度の市長の施政方針を中心に、各会派からの代表質問と個人質問が行われ、教育関係で
は、14点の質問がありました。

まず、「学校再編第3次実施プログラムの検討経緯や明示時期などについて伺う」という質問には、「児童
生徒数の減少と学校の小規模化が進行する中、子どもたちには、一定規模の児童生徒数を確保し、多様な考
えに触れ、より多くの仲間と切磋琢磨し、協力し合いながら、確かな知識や技術、社会性や規範性を身につ
けてもらいたいという思いで、平成28年度に君津市学校再編基本計画をスタートさせ、議会、地域、保護
者の皆様のご理解とご協力のもと、第1次、第2次実施プログラムを進めさせていただいている。第3次実
施プログラムの対象地域に挙げている、八重原地区も、児童数の減少と学校の小規模化は進行しており、適

正規規模の学校を配置し、学校の活性化を図る必要があることから、来年度、全庁的に子育て支援に必要な施策の見直しや充実を図る中で、学校再編についても検討していく。第3次実施プログラムは、令和5年度中を目途に、方向性をお示ししたいと考えている」とお答えいたしました。

次に、「活力ある魅力的な学校づくりは重要だと思うが、今後どのような展開を考えているのか伺う」という質問には、「これまで、学校再編基本計画に基づき、活力ある魅力的な学校づくりを推進し、子どもたちが一定の集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合うことができる環境づくりなど、特色ある学校づくりに取り組み、一定の成果を上げてきたと認識している。グローバル化やデジタル化の進展など社会情勢の変化と、コロナの影響も相まって激しく変化する社会に対応し、子どもたちが、自らの人生を切り拓くための力を育むため、GIGAスクール構想のもと整備されたタブレット型端末を活用した情報活用能力や、英語によるコミュニケーション能力の育成に努め、一人一人の力を伸ばすことができるよう、更なる教育環境の充実に取り組んでいく」とお答えいたしました。

学校における感染症の状況をご報告いたします。

前回会議後、新型コロナウイルス及びインフルエンザウイルス感染症により、4校6学級で学級閉鎖を行いました。3月に入ってからの新型コロナウイルス感染者の報告は、全校でも1日当たり1名に満たない程度と減少傾向となっています。

また、新学期におけるマスクの着用について、2月10日に、文部科学省から、学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とするとの考え方が示されました。

今年度中の着用については、従来のおりとなりますが、卒業式について、児童生徒及び教職員は、式典全体を通じてマスクを外すことを基本とするという考えが示されましたので、本市でもこの考え方に沿い、各小中学校の卒業式を実施したところです。

本市の社会教育施設等についても、令和5年3月13日以降は、マスクの着用は、個人の判断を基本とするなど、徐々にコロナ禍以前の状況に戻りつつあることが実感できるところです。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、これまでの2類相当から5類に移行する中、教育活動の正常化に向け、国からの通知などを踏まえて、取り組んでまいります。

報告は以上でございます。

粕谷教育長

ご質問等、ございますか。

粕谷教育長

質問等も無いようでございますので、日程第3 議事に入ります。

本日の案件は、議案14件、報告6件でございます。

このうち、議案第10号から13号まで、報告第5号、第6号については、人事案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、非公開による審議としたいと思いますが、このことについて、賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

粕谷教育長

挙手全員。よって、議案第10号から13号まで、報告第5号、第6号については、非公開により審議いたします。

なお、議案の審議は、議事進行の都合上、日程の最後といたします。

粕谷教育長

はじめに、議案第1号 君津市適応指導教室設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について、議案第2号 君津市適応指導教室設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令の制定については、関連がございますので、一括議題といたします。

議案第1号及び第2号について、事務局の説明をお願いします。

菊地学校教育課長

議案第1号 君津市適応指導教室設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則及び議案第2号 君津市適応指導教室設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係訓令の整理に関する訓令の制定について、関連がありますので、一括してご説明いたします。

本議案は、君津市適応指導教室設置条例の一部改正による機関名の変更等にあわせて、必要な規則、訓令を整理するため、君津市教育委員会行政組織規則第4条第2号の規定により議決を求めるものでございます。

はじめに、君津市適応指導教室設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の制定についてご説明いたします。

主な改正内容ですが、第1条、第2条の改正については君津市教育委員会公印規則及び教育委員会行政組織規則内の適応指導教室の機関名を教育支援センターへ変更するものです。

第3条の君津市適応指導教室運営規則の改正については、適応指導教室の機関名を教育支援センターに変更するとともに、前回の教育委員会会議でお諮りしました適応指導教室設置条例第2条削除にともない、引用条項の整理をする等の条文の規定を整理するものです。

施行期日は、令和5年4月1日です。

続いて、君津市適応指導教室設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係訓令の整理に関する訓令の制定について、ご説明いたします。

第1条の改正につきましては君津市教育委員会事務決裁規程内の、適応指導教室の機関名を教育支援センターへ、原籍校を在籍校へ変更するものです。

第2条の改正につきましては君津市教育委員会行政文書管理規程内の、適応指導教室の機関名を教育支援センターへ、また、行政文書の記号、適から支セに変更するものです。

施行期日は、令和5年4月1日です。

説明は以上でございます。

よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

粕谷教育長

事務局の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございますか。

粕谷教育長

質問等も無いようでございますので、採決を行います。

議案第1号 君津市適応指導教室設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

粕谷教育長

挙手全員。よって、議案第1号は、原案のとおり可決いたしました。

粕谷教育長

議案第2号 君津市適応指導教室設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令の制定について賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

粕谷教育長

挙手全員。よって、議案第2号は、原案のとおり可決いたしました。

粕谷教育長

次に、議案第3号 君津市公民館規則及び君津市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について、議案第4号 君津市教育委員会事務決裁規程及び君津市立公民館に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の制定については、関連がございますので、一括議題といたします。

議案第3号及び第4号について、事務局の説明をお願いします。

塚越生涯学習文化課長

議案第3号 君津市公民館規則及び君津市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定及び議案第4号 君津市教育委員会事務決裁規程及び君津市立公民館に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について、関連がありますので、一括してご説明いたします。

本議案は、令和5年度から清和公民館長を清和地域市民センター所長が併任することに伴い、必要な規則、訓令を整理するため、君津市教育委員会行政組織規則第4条第2号の規定により議決を求めるものでございます。

はじめに、君津市公民館規則及び君津市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定についてご説明いたします。

改正の内容は、君津市公民館規則に公民館に社会教育指導員を置くことができる規定を新たに加えようとするものです。また、君津市教育委員会行政組織規則第2条第8号の規定の整理を行うものでございます。

施行期日は、令和5年4月1日です。

続いて、君津市教育委員会事務決裁規程及び君津市立公民館に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の制定についてご説明いたします。

改正の内容は、君津市教育委員会事務決裁規程第2条第6号の規定の整理を行うものと、君津市立公民館に勤務する職員の勤務時間等に関する規程、第4条の館長に係る規定を見直すものでございます。

施行期日は、令和5年4月1日です。

説明は以上でございます。

よろしく、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

粕谷教育長

事務局の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございますか。

粕谷教育長

質問等も無いようでございますので、採決を行います。

議案第3号 君津市公民館規則及び君津市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

粕谷教育長

挙手全員。よって、議案第3号は、原案のとおり可決いたしました。

粕谷教育長

議案第4号 君津市教育委員会事務決裁規程及び君津市立公民館に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

粕谷教育長

挙手全員。よって、議案第4号は、原案のとおり可決いたしました。

粕谷教育長

次に、議案第5号 教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の制定について、を議題といたします。

議案第5号について、事務局の説明をお願いします。

高澤次長

議案第5号 教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の制定についてご説明いたします。

本議案は、君津市市民センター設置条例の制定に伴い、行政センターを廃止し、市民センターを設置することから、必要な規則を整理するため、君津市教育委員会行政組織規則第4条第2号の規定により議決を求めらるるものでございます。

主な改正内容ですが、教育委員会公告式規則第2条第3項中、行政センターを市民センターへ改めるものです。

なお、施行期日につきましては、令和5年4月1日でございます。

説明は以上でございます。

よろしく、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

粕谷教育長

事務局の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございますか。

粕谷教育長

質問等も無いようでございますので、採決を行います。

議案第5号 教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の制定について賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

粕谷教育長

挙手全員。よって、議案第5号は、原案のとおり可決いたしました。

粕谷教育長

次に、議案第6号 君津市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について、を議題といたします。

議案第6号について、事務局の説明をお願いします。

菊地学校教育課長

議案第6号 君津市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定についてご説明いたします。

本議案は、地方公務員法及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正に伴い、君津市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正するため、君津市教育委員会行政組織規則第4条第2号の規定により議決を求めるものでございます。

主な改正内容ですが、一つ目として、定年引上げに伴い、現行の再任用制度が廃止され、定年前再任用短時間勤務制が導入されることから、組織編制報告書、別記第9号様式の職の欄中、再任用短時間職員を定年前再任用短時間勤務職員に改めるものです。

なお、経過措置として、定年が段階的に引き上げられる令和13年度までの間は、65才まで再任用ができるよう、現行の再任用短時間職員と同様の仕組みとして採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなすものです。

二つ目の改正として、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員の時間外在校等時間を規則に定めた範囲内とするよう、43条の2を加え、君津市立学校の教育職員の適切な業務量を規定するものです。

最後にその他所要の規定の整理として、事務職員の職を事務長主査を事務長に改めるとともに、主査を追加するため、第4条第1項の表及び組織編制報告書、別記第9号様式を改正するものです。

施行期日は、令和5年4月1日です。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

粕谷教育長

事務局の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございますか。

粕谷教育長

質問等も無いようでございますので、採決を行います。

議案第6号 君津市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

粕谷教育長

挙手全員。よって、議案第6号は、原案のとおり可決いたしました。

粕谷教育長

次に、議案第7号 君津市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、を議題といたします。

議案第7号について、事務局の説明をお願いします。

高野学校給食共同調理場長

議案第7号 君津市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてご説明いたします。

本議案は、君津市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正したいので、君津市教育委員会行政組織規則第4条第2号の規定により議決を求めるものでございます。

改正の趣旨につきましては、多子世帯における経済的負担の軽減を図り、もって子育て支援に寄与することを目的として、3人以上の子等を養育している多子世帯に対する学校給食費無償化を行うことから、所要の規定を整理するものです。

改正の内容につきましては、第11条第1項に、君津市第3子以降学校給食費減免申請書の規定を加え、第11条第3項から第7項まで、減免の決定及び変更、取り消し等、第3子以降学校給食費無償化の実施に必要な事務規定を新たに加えるとするものです。

施行期日は、令和5年4月1日です。

説明は以上でございます。

よろしく、ご審議賜りますようお願いいたします。

粕谷教育長

事務局の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございますか。

小倉委員

学校給食のことについては、議会でもいくつか質問が出ていまして、今まではコロナの補助金を使って4年度は無償化ということだったのですが、それを続けられないかという質問もありました。しかし実際はお金がないので難しいということで、第3子以降の子どもについては無償化にするということになっていると

思うのですが、3人目が自動的に無償になると思いますが、もしその家庭が私は給食費を払いますと言った場合は、どうなりますか。やはり受け取るのですか。

高野学校給食共同調理場長

今回の改正内容についてですが、学校給食費第3子以降減免申請書の規定を新たに加えようとしております。減免申請があったもので第3子以降を減免することによって無償化しますので、申請書がない場合には給食費を徴収するということになります。

小倉委員

学校等からも貰えると思いますが、各家庭で申請書を出した人だけが無償化になるということで、中には3人目も払いますという人もいるのではないかと思ったので質問いたしました。

高野学校給食共同調理場長

確かに申請をしない人もいるかもしれませんが、年齢を問わない3子以降の子ということで小学校、中学校だけではなくて、兄弟に高校生でいても3人目が小中学生であれば減免の対象になります。

現在、準備を進めておりますが、新年度早々には、全員に学校を経由しまして、令和5年度の支援の内容と減免の申請書の配布をして、全員に通知をしたいと思っております。

粕谷教育長

届いてからの動きになるということで、状況が分かりましたら報告したいと思います。

粕谷教育長

他に質問等も無いようでございますので、採決を行います。

議案第7号 君津市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

粕谷教育長

挙手全員。よって、議案第7号は、原案のとおり可決いたしました。

粕谷教育長

次に、議案第8号 君津市立久留里城址資料館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、議案第9号 君津市漁業資料館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定については、関連がございますので、一括議題といたします。

議案第8号及び第9号について、事務局の説明をお願いします。

塚越生涯学習文化課長

議案第8号 君津市立久留里城址資料館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制

定について及び議案第9号 君津市漁業資料館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、関連がありますので、一括してご説明いたします。

本議案は、博物館法の一部改正に伴い、博物館に相当する施設について定めた博物館法第29条が、条文化により第31条になったことから、所要の規定を整理するため、君津市教育委員会行政組織規則第4条第2号の規定により議決を求めるものでございます。

はじめに、君津市立久留里城址資料館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてご説明いたします。

改正の内容は、第16条第2項第1号中、第29条を第31条に改めるものでございます。

施行期日は、令和5年4月1日です。

続いて、君津市漁業資料館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてご説明いたします。

改正の内容は、第13条第2項第1号中、第29条を第31条に改めるものでございます。

施行期日は、令和5年4月1日です。

説明は以上でございます。

よろしく、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

粕谷教育長

事務局の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございますか。

粕谷教育長

質問等も無いようでございますので、採決を行います。

議案第8号 君津市立久留里城址資料館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

粕谷教育長

挙手全員。よって、議案第8号は、原案のとおり可決いたしました。

粕谷教育長

議案第9号 君津市漁業資料館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

粕谷教育長

挙手全員。よって、議案第9号は、原案のとおり可決いたしました。

粕谷教育長

次に、議案第14号 第四次君津市子ども読書活動推進計画（案）について、を議題といたします。
議案第14号について、事務局の説明をお願いします。

塚越生涯学習文化課長

議案第14号 第四次君津市子ども読書活動推進計画（案）についてご説明いたします。

本議案は、第四次君津市子ども読書活動推進計画の策定にあたり、君津市教育委員会行政組織規則第4条第19号の規定により議決を求めるものでございます。

2月の教育委員会協議会と君津市子どもの読書活動推進委員会においていただいたご意見を基に、一部修正し、第四次君津市子ども読書活動推進計画（案）を作成いたしました。

前回からの主な変更点は、目標となる指標の現状値を最新の数値に更新し、令和4年度は中央図書館の設備改修工事による長期休館があったため、一部現状値を令和3年度のものに記載しております。

説明は以上となります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

粕谷教育長

事務局の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございますか。

佐藤委員

ブックスタートアンケートはとても身近な感じになっていると思います。教えてほしいこととお願いがあります。先ほどデータを最新のものにしたということでしたが、ブックスタート事後アンケートにおける不読率の割合が16.7%に、前回の12%くらいから増えたと思います。これは、ブックスタート事後アンケート調査の中のどれかでしょうか。その数値がどこからきているのか、分からないので教えてください。

毛塚中央図書館長

集計結果ですが、こちらは令和3年度の結果になります。ですから、「絵本の読み聞かせをしている」の「全くしていない」が12%というのが令和3年度の結果でございます。16.7%というのは、令和5年1月末現在の全く読み聞かせをしていないというのが16.7%であります。データとしては、そのようになっています。

佐藤委員

見るものとしては、どれなのかと思って見てしまいましたが、書いてありました。ありがとうございます。

毛塚中央図書館長

最終的には令和4年度の集計結果が後日お示しできると思いますが、今回はまだ令和4年度分が出ていないということで、令和3年度分を参考として載せました。

佐藤委員

ブックスタート事後アンケートの調査結果の中で読みにくい部分がありまして、グラフの外側に説明書き

するとかの工夫をしていただけると、より見やすくなると思うので、是非お願いします。

毛塚中央図書館長

おっしゃるとおりだと思いますので、見やすいよう修正したいと思います。

塚越生涯学習文化課長

こちら白黒で印刷をしておりますが、白黒の場合でも見やすいように文字を外側に記載する等の工夫をしたいと思っております。

粕谷教育長

他に質問等も無いようでございますので、採決を行います。

議案第14号 第四次君津市子ども読書活動推進計画（案）について、賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

粕谷教育長

挙手全員。よって、議案第14号は、原案のとおり可決いたしました。

粕谷教育長

次に、報告第1号 令和4年度君津市一般会計補正予算（第12号）のうち教育委員会関係予算に関する意見について、を議題といたします。

報告第1号について、事務局の説明をお願いします。

高澤次長

報告第1号 令和4年度君津市一般会計補正予算（第12号）のうち教育委員会関係予算に関する意見について、ご説明いたします。

本議案は、令和5年第1回市議会定例会に提出するに当たり、市長に意見を申し出ることについて、君津市教育委員会行政組織規則第5条第1項の規定に基づき臨時代理したので、同条第3項の規定により報告するものです。

はじめに、歳出から説明をさせていただきます。

第10款教育費、第4項社会教育費、第7目文化振興費、説明欄記載の市民文化ホール改修事業、および、第5項保健体育費、第1目保健体育総務費、説明欄記載の学校保健事業は、国庫補助事業の地方負担分に対する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付額が確定したため、財源更正をしようとするものでございます。

続きまして、歳入について、ご説明申し上げます。

第16款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目総務費国庫補助金、第2節企画費補助金、補正額1,724万4千円の増額は、説明欄記載の新型コロナウイルス感染症対応 地方創生 臨時交付金で、額の確定に伴い、増額しようとするものでございます。

教育委員会所管の内容としましては、このうち498万円で、歳出でご説明しました、2事業について、

受け入れるものでございます。

以上で、令和4年度君津市一般会計補正予算（第12号）のうち教育委員会所管の予算にかかる報告を終わらせていただきます。

粕谷教育長

事務局の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございますか。

粕谷教育長

質問等も無いようでございますので、次に、報告第2号 専決処分（後援関係）の報告について、を議題といたします。

報告第2号について、事務局の説明をお願いします。

高澤次長

報告第2号 専決処分の報告についてご説明いたします。

2月の教育委員会会議にて報告させていただいた以降に、専決処分し、後援を承認した行事について報告いたします。

案件は6件ございますが、このうちの1件について説明いたします。

星野富弘花の詩画展 i n C A M P i e c e 君津、旧亀山中学校は、詩画家、星野富弘の作品を通して、いのちの尊さや生きる希望生きる勇気を伝えることを目的として、令和5年4月1日土曜日から4月9日日曜日に、CAMP i e c e 君津、旧亀山中学校にて開催するものです。

その他5件につきましても、行事の後援に関する規程に基づき、後援を承認し、君津市教育委員会行政組織規則第8条第1項第7号の規定により、専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告するものです。

以上でございます。

粕谷教育長

事務局の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございますか。

渡邊委員

後援した行事ということで主催がないとどうしようもないことだと思うのですが、陸上競技会とか乗馬とかあり、まだ分からないことが多いのですが、今後球技に関するような幼少期の子どもたちが触れ合うようなものの計画はあるのでしょうか。

高澤次長

球技となりますと、小中学校の体育関係とか、野球大会もあったと思いますけども、学校法人の高校等が主催した大会等も後援させていただいております。今後の予定というところでみますと、いま受付をさせていただいているもの以外では、こちらでは申し出がないとなかなか分からないところですけど、例年の実例で申しますと様々な大会等も後援させていただいております。

粕谷教育長

渡邊委員がおっしゃるのは幼少期についてどうかという点で。

渡邊委員

今回のWBCでも視聴率が40%という話があったのですが、世代別の視聴率になると10代が10%以下であるということを知り、野球に限らずスポーツ離れが、読書離れのように増えてきている中で学童野球やクラブだと少し敷居が高くて触れ合う機会が少ないのですが、遊び感覚で誰でも投げる・蹴ることができる場所が減ってきている中で、何かそういった催しを後援できる機会があるとうれしいと思ひまして質問させていただきました。

高澤次長

本年度ですけれども、スポーツ推進計画というものを前回報告させていただいたかと思ひます。その中で、する・見る・支える・交わる、ということでスポーツを推進していく計画を作っております。その中でやはり子どもの体力向上また様々なスポーツがありますので、そういうものに触れ合う機会を醸成するという本市の中でも計画させていただいておりますので、スポーツ部局、健康こども部になりますが、そちらと学校教育の部分、また健康こども部の中に幼児部門もあります。そういう中で連携しながら様々なスポーツに触れ合う機会を設けさせていただきたいと考えております。

小倉委員

後援をした行事といっても、別にお金を出したりしているわけではなくて、実際には名前を出しているだけだと思うのですが、毎回、後援について示されていますけれども、渡邊委員が言っているようなことは、どちらかという市とか行政が子どもたちのためにそういう場を後援ではなくて、こちら側が主催して参加してもらいたいというような意見だと認識したのですが、ここの行事に後援するというのはお金を出すわけでもなくて、ただ名前を出すだけなので、もっと企画をして欲しいということではないかと思ひましたが、どうでしょうか。

渡邊委員

私は後援の中にお金などの支援も入っているという認識でしたので、そうするとそういう団体から申請しやすくなるのかと思ひましたが、そういうわけではないのですか。

高澤次長

後援自体は、特に後援を承認するというところで、君津市教育委員会ということで後援の中に名前を連ねるところまでで、特に市が介入するというものではございません。

主催行事については、市が中心となって進めていくものになっております。

粕谷教育長

例えばバスを出すなどの要望があることもあるのでしょうか。

高澤次長

基本的には金銭等、何も介入することはない、その事業を公平な立場で承認していくというものですので、

先ほど申しあげましたように主催事業となりますと様々な形で関わっていき、また地域の団体にも協力を得ながら進めていくこととなります。またスポーツ推進計画の中で、するスポーツという部分もございまして、スポーツを推進しているというところで渡邊委員の考えも進めてまいりたいと考えているというので、後援の関係で何かをするというということではありませんので、よろしくお願いします。

粕谷教育長

他に質問等も無いようでございますので、次に、報告第3号 令和4年度君津市準要保護児童生徒の認定について、を議題といたします。

報告第3号について、事務局の説明をお願いします。

菊地学校教育課長

報告第3号 令和4年度君津市準要保護児童生徒の認定についてご報告いたします。

2月末時点で、準要保護に認定した児童生徒数は小学生248人、中学生198人の合計446人です。

本年度5月1日現在の児童生徒総数の5,182人に対して8.6パーセントとなります。

前年度の同時期と比べ、0.5ポイントの減となります。

説明は以上でございます。宜しくお願いいたします。

粕谷教育長

事務局の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございますか。

粕谷教育長

質問等も無いようでございますので、次に、報告第4号「君津市地域拠点の体制に関する指針（案）」にかかる君津市社会教育委員会議からの意見について、を議題といたします。

報告第4号について、事務局の説明をお願いします。

塚越生涯学習文化課長

報告第4号 「君津市地域拠点の体制に関する指針（案）」にかかる君津市社会教育委員会議からの意見について、ご報告いたします。

本市総務部が中心となり、今後の本市地域拠点の体制について検討を進め、地域活性にかかる業務を、公民館機能と行政センター機能とのより深い連携で進める案が検討してまいりました。

この案につきましては、現在、旧秋元小学校を活用した複合施設の整備が進められております、清和地区を皮切りに、スタートさせるイメージとなっております。

そこで、清和公民館に関わるテーマですので、去る1月末に、社会教育委員会議の皆様と、小糸・清和地区公民館運営審議会委員の皆様と、君津市地域拠点の体制に関する指針（案）と、地域拠点施設組織・業務イメージ（案）を、あくまでも案の段階ですが、ご説明のうえ、ご意見をいただきました。

そこで、社会教育委員会議の皆様から、建議としてあらためてご意見をいただいた次第であります。

主な意見といたしまして、公民館と行政センターの両機能を維持発展させつつ、より深い連携という点で、一体的運営を行うことについては理解をしますが、教育委員会が所管する教育機関としての公民館の意義と機能を損なうことがないよう、十分に留意していただきたい。

施設の複合化、行政事務と公民館の一体的な運営によって地域内外の住民の様々な交流が生まれることに期待します。

公民館職員と行政センター職員の併任にあたっては、併任の意味を重く捉え、市長部局、教育委員会の職務双方が対等関係にあることを十分に踏まえ、職務遂行に偏重などが生じ、公民館業務が停滞することがないようにしていただきたい。

今回の案は、委員として事前に十分な協議が持てたとは言い難い状況で、関係委員はもちろん、住民との対話の機会をより重視していただくようお願いしたいとご意見をいただきました。

この建議につきましては、総務部にも報告いたしました。

なお、先週の24日、議会におきまして市民センターの条例案が可決されました。現在、総務部で、指針につきまして、いただいたご意見も参考に最終決定の作業を進めており、概ね、お配りした案の形で最終決定となる見通しとなっております。

社会教育の皆様からいただいたご意見は、新たな市民センターにおける公民館機能と行政機能が双方の機能を発揮し、地域に役立つものとなるよう、引き続き社会教育委員、公民館運営審議会の皆様にも、お力添えをいただきたいと考えております。報告は以上です。

粕谷教育長

事務局の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございますか。

増田委員

市民としては公民館と行政センターが一緒になるというのは、とても使いやすくなると思いますが、ただ職員の負担が減るように進めてもらえればと思います。

それから施設の名称ですが、市民活動センターなのか市民センターなのか、どちらなのかを知りたいです。

高澤次長

大変申し訳ございません。結果からいたしますと市民センターが最終的なものになります。市民活動センターというのは、検討過程で出てきたものでありまして、資料の修正が間に合っておらず申し訳ございませんでした。

増田委員

市民活動センターより市民センターの方がいいと思います。

佐藤委員

清和地区はこの4月からスタートすると思うのですが、社会教育委員会議のみなさんもいろいろ意見をくださった中にも適正数の職員の配置とか、学び合える人数的なものとか、職員の負担増にならないようにとかあったと思います。

粕谷教育長

他に質問等も無いようでございますので、これより、非公開審議に入ります

- 議案第10号 君津市社会教育委員の委嘱について
塚越生涯学習文化課長の説明後、質疑を行い、原案のとおり可決した。
- 議案第11号 君津市公民館運営審議会委員の委嘱について
塚越生涯学習文化課長の説明後、質疑を行い、原案のとおり可決した。
- 議案第12号 君津市図書館協議会委員の委嘱について
毛塚中央図書館長の説明後、質疑を行い、原案のとおり可決した。
- 議案第13号 学校医及び学校歯科医並びに学校薬剤師の委嘱について
菊地学校教育課長の説明後、質疑を行い、原案のとおり可決した。
- 報告第5号 専決処分（公民館長、社会教育指導員等の任用）の報告について
塚越生涯学習文化課長から報告を行った。
- 報告第6号 令和5年度教育委員会事務局職員（管理職）及び学校教職員（校長・教頭）の人事について
安部教育部長から報告を行った。

粕谷教育長

本日の議案は、すべて終了いたしました。その他、委員の皆さん又は事務局から何かございますか。

粕谷教育長

無ければ、以上をもちまして令和5年第3回 君津市教育委員会会議を閉会いたします。
お疲れ様でした。

以上、会議の顛末を記載し、事実と相違ないことを証するため署名する。

令和5年4月26日

君津市教育委員会教育長 粕谷哲也